平成２６年（フ）第１０８号
栃木県栃木市泉川町669番地１　大協錦ハイツ403、従前の住所栃木県芳賀郡益子町大字塙828番地49
債務者　石橋謙四郎
1　決定年月日時　平成27年１月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月９日まで
5　免責審尋期日　平成27年３月10日午後１時30分
宇都宮地方裁判所栃木支部

平成２６年（フ）第１０９４号
東京都町田市本町田1758番地１エステートピア宮崎203
債務者　眞下　幸恵
1　決定年月日時　平成27年１月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月11日まで
5　免責審尋期日　平成27年３月11日午後３時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２６年（フ）第１０７号
栃木県小山市犬塚２丁目30番地２　フラワーレジデンススナカワＡ棟202号室
債務者　市村　健司
1　決定年月日時　平成27年１月16日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月12日まで
5　免責審尋期日　平成27年３月13日午後１時30分
宇都宮地方裁判所栃木支部

平成２６年（フ）第６４３号
静岡市清水区横砂南町９番41号
債務者　杉山　徹也
1　決定年月日時　平成27年１月16日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月12日まで
5　免責審尋期日　平成27年３月13日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第８号
北海道帯広市西10条南２丁目３番地３
債務者　久保　雅美
1　決定年月日時　平成27年１月16日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月13日まで
5　免責審尋期日　平成27年３月19日午後２時30分
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２６年（フ）第１０９１号
東京都西多摩郡瑞穂町大字箱根ケ崎716番地グリーンハイツ101号
債務者　大野　幸雄
1　決定年月日時　平成27年１月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月13日まで
5　免責審尋期日　平成27年３月13日午後１時30分
東京地方裁判所立川支部民事第４部

破産手続廃止

平成２６年（フ）第１２０号
茨城県土浦市真鍋４丁目５番１号
破産者　株式会社茨城図書
1　決定年月日　平成27年１月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２６年（フ）第１５５５号
東京都千代田区神田佐久間町３丁目37番４号
破産者　株式会社中谷商会
1　決定年月日　平成27年１月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１７３７号
東京都足立区竹の塚５丁目36―10―202
破産者　中谷　　照
1　決定年月日　平成27年１月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１８９号
東京都町田市下小山田町3315―８パークサイド内山田304号
破産者　株式会社近江
1　決定年月日　平成27年１月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２５年（フ）第５３号
長野県佐久市中込1273番地２
破産者　株式会社スミング
1　決定年月日　平成27年１月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
長野地方裁判所佐久支部

平成２５年（フ）第１１４１号
名古屋市緑区大高町中の島36番地の１
破産者　東海インテック有限会社
1　決定年月日　平成27年１月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第１４５３号
名古屋市西区香呑町６丁目12番地
破産者　有限会社ロングアップ
1　決定年月日　平成27年１月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第１４５４号
名古屋市西区香呑町６丁目12番地
破産者　大和通商株式会社
1　決定年月日　平成27年１月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第２８４号
兵庫県加古川市志方町高畑967―１、登記簿上の本店所在地兵庫県三木市別所町小林657番地
破産者　株式会社スリーウッズ
1　決定年月日　平成27年１月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第５３１号
広島市西区都町25番１―1003号
破産者　有限会社ベルフルール
1　決定年月日　平成27年１月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第６号
鹿児島県鹿児島市宇宿３丁目42番11号
破産者　株式会社ＣＯＵＲＡＧＥ
1　決定年月日　平成27年１月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２６年（フ）第２３号
神奈川県横須賀市三春町３丁目18亀屋ビル303号、開始決定時の住所鹿児島県鹿児島市東谷山１丁目２番９号
破産者　早川　芳隆
1　決定年月日　平成27年１月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２６年（フ）第１４９号
青森県上北郡横浜町字苗代川目55番地３
破産者　株式会社陸奥工業
1　決定年月日　平成27年１月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
青森地方裁判所民事部破産係